

お知らせ

パートⅢ

福祉

新年度の保育園入園申し込み

平成26年4月から新たに保育園入園を希望する人の申し込みを受け付けます(左表上参照)。
 平成26年1月6日(月)～31日(金)・午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日除く)。
 保育課保育班・印旛支所・本埜支所・各公立保育園。
 ※書類審査や準備の都合上、期間以降は受け付けできませんのでご了承ください。
 園児の保護者が次の(1)～(6)いずれかの場合です。
 (1)居宅外で仕事をしている場合。
 (2)居宅内で日常の家事以外の仕事をしている場合。

(3)出産(出産予定月の前後2ヵ月)。
 (4)病気や負傷、または心身に障害がある場合。
 (5)長期にわたる病人や負傷者、心身に障害がある人を常に介護している場合。
 (6)火災その他の災害の復旧にあたる場合。

いずれの場合も証明書が必要です。(1)～(6)の詳しい基準についてはお問い合わせください。
 また、現在求職中の人についても、4月から右記と同様の家庭状況となる予定の場合、申し込みできます。

ただし、同居の祖父などが保育できると認められる場合には入園できない場合もあります。
 ●必要書類：次の①～④。
 ①保育園入園申込書、申し込み提出してください。

また、各保育園において、園児の受け入れに余裕がある場合は、5月以降も入園できますので、希望する人は、希望月の前月10日(土・日曜日および祝日の場合は前日)までに申込書を提出してください。
 園保育課保育班(☎内線221・222・223)。

市内保育園一覧

園名	住所	電話番号	受け入れ月齢
公立			
大森保育園	大森3370番地	☎2439	6カ月以降
木下保育園	木下1342番地4	☎2733	6カ月以降
木刈保育園	木刈六丁目23番地	☎1873	6カ月以降
内野保育園	内野一丁目12番地	☎1874	6カ月以降
高花保育園	高花一丁目10番地	☎7011	6カ月以降
西の原保育園	西の原三丁目7番地	☎0221	産休明け(生後57日)以降
もとの保育園	滝野三丁目2番地	☎2935	6カ月以降
私立			
どんぐり保育園	小林北五丁目12番地2	☎1383	産休明け(生後57日)以降
銀の鈴保育園	高花五丁目3番地	☎7566	産休明け(生後57日)以降
原山保育園	草深1177番地18	☎6600	産休明け(生後57日)以降
山ゆり保育園	萩原1917番地8	☎1333	産休明け(生後57日)以降
牧の原宝保育園	牧の原三丁目1番地3	☎4011	産休明け(生後57日)以降
スマイル保育園	牧の台一丁目1番地2	☎3000	産休明け(生後57日)以降
小倉すくすく保育園	小倉673番地7	☎5901	産休明け(生後57日)以降
※認定こども園 しおん保育園本園	松崎517番地	☎1329	産休明け(生後57日)以降
※しおん 保育園分園	牧の原一丁目3番 牧の原モア内	同上	産休明け(生後57日)以降～ 平成24年4月1日生まれ (2歳児クラス)

太字は平成26年の春から開園予定。※については直接契約となりますので、申込書および入園手続きについては、しおん保育園にご確認ください。

学童クラブ一覧

名称	所在地および電話番号
木刈学童クラブ	木刈二丁目6番地 ☎8592
小倉台学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎6031
小倉台第2学童クラブ	小倉台二丁目3番地 ☎2033
内野学童クラブ	内野一丁目1番地 ☎5671
内野第2学童クラブ	内野一丁目3番地 ☎7122
原山学童クラブ	原山三丁目4番地 ☎3966
高花学童クラブ	高花二丁目4番地 ☎1147
西の原学童クラブ	西の原三丁目14番地 ☎1395
原学童クラブ	原三丁目5番地 ☎6220
原第2学童クラブ	原三丁目5番地 ☎7210
滝野学童クラブ	滝野五丁目1番地 ☎2019
いには野学童クラブ	若萩三丁目9番地 ☎1198
平賀学童クラブ	平賀1161番地2 ☎3501
木下学童クラブ	木下1475番地1 ☎0061
大森学童クラブ	大森3313番地1 ☎5814
永治学童クラブ	浦部548番地3 ☎8071
小林学童クラブ	小林北五丁目12番地1 ☎8677
小林第2学童クラブ	小林2441番地2 ☎6261
六合学童クラブ	瀬戸1580番地 ☎1128
しおん学童クラブ	松崎517番地5 ☎3928

※小林および小林第2および六合学童クラブは、指定管理者により管理運営。
 ※しおん学童クラブは、NPO法人しおんの家が運営しています。

学童クラブ入所のご案内

平成26年4月から入所を希望

する人の申し込みを受け付けます。

③児童の健康状況調査。

この手当ては、申請が必ずです。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

凡例 随日時 場会場 内容 対象 定員 費参加費 申し込み 問い合わせ HP ホームページ メールアドレス 他そのほか 携帯帯電話

児童の健康状況調査、食物アレルギーチェック票。
 ②父・母・祖父母などの就労証明書や診断書など、保育ができないことを証明できる各種証明書。
 ③平成25年分の所得税額を証明するもの(源泉徴収票、または所得税確定申告書の写しなど)。
 ④住民税課税状況確認同意書(指定用紙あり)。
 ※場合により、平成25年度住民税課税証明書の提出をお願いします。

⑤生後6カ月未満で入園となる場合は、産休明け保育児用問診票。
 なお、入園申込書などは、保育課、各保育園、各支所に用意してあります。

また、各保育園において、園児の受け入れに余裕がある場合は、5月以降も入園できますので、希望する人は、希望月の前月10日(土・日曜日および祝日の場合は前日)までに申込書を提出してください。
 園保育課保育班(☎内線221・222・223)。

必要書類：次の①～③。
 ①学童クラブ入所許可申請書。
 ②父母などの就労証明書、または、保護者が放課後に家庭にいないことを証明できる書類。

市内に住所のあるお子さんを他市区町村の保育園に入園させたい場合は、住民記録のある印西市から希望保育園のある市区町村に協議を申し込むことになります。

平成26年4月からの入園を希望する場合、申し込み締切日は市区町村により異なりますので、ご確認のうえ、お早めに余裕を持ったお手続きをお願いします。
 なお、申請に必要な書類は保育課・印旛・本埜支所・市内保育園に用意してあります。
 園保育課保育班(☎内線221・222)。

この手当ては、申請が必ずです。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

③児童の健康状況調査。
 ※申請書類は、保育課・印旛支所・本埜支所・各学童クラブで配布しています。また、市のホームページからもダウンロードすることができます。
 ※各施設の入所状況により希望以外のクラブを紹介させていただくことがあります。
 園保育課管理班(☎内線224・225)。

※指定管理者の小林・小林第2学童クラブ(☎8677)、六合学童クラブ(☎1128)、民間のしおん学童クラブ(☎3928)については直接お問い合わせください。

市内に住所のあるお子さんを他市区町村の保育園に入園させたい場合は、住民記録のある印西市から希望保育園のある市区町村に協議を申し込むことになります。

平成26年4月からの入園を希望する場合、申し込み締切日は市区町村により異なりますので、ご確認のうえ、お早めに余裕を持ったお手続きをお願いします。
 なお、申請に必要な書類は保育課・印旛・本埜支所・市内保育園に用意してあります。
 園保育課保育班(☎内線221・222)。

この手当ては、申請が必ずです。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

この手当ては、申請が必ずです。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

この手当ては、申請が必ずです。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

この手当ては、申請が必ずです。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

あるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の児童を養育している父母もしくは養育者に支給される手当です。

自己負担額

	手当額
入院の場合	入院時食事療養費負担額
通院・調剤	診療・調剤報酬明細書1件につき1,000円

この手当ては、申請が必ずです。

この手当ては、申請が必ずです。

この手当ては、申請が必ずです。